

平成24年度
湘北短期大学学則

学校法人ソニー学園

湘北短期大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

- 第1条 本学は、湘北短期大学と称し、校舎を神奈川県厚木市温水字長久保 428 番地に置く。
- 2 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、職業または實際生活に必要な専門の学芸とその実際的活用を深く研究し教授することにより、社会に出てほんとうに役に立つ人間性豊かな人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。
- 3 前項の目的を達成するため、入学者受け入れ方針、教育課程編成方針、学位授与方針を別に定める。

(目標達成と評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の組織については、別に定める。

第2章 学科、センター、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科・専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
情報メディア学科	100人	200人
生活プロデュース学科	140人	280人
保育学科	120人	240人
総合ビジネス学科	140人	280人

- 2 保育学科にあつては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを3とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

(4センター)

第4条の2 本学の教育及び学生指導の充実を図るため以下のセンターを置く。

- 一 インターンシップセンター
- 二 グローバルコミュニケーションセンター
- 三 リベラルアーツセンター
- 四 ICT教育センター

3 センターの業務について必要な事項は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生の在学期間は4年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 11月13日

(4) 春季休業日 別に定める休業日とする。

(5) 夏季休業日 別に定める休業日とする。

(6) 冬季休業日 別に定める休業日とする。

2 前項の規定に関わらず、学長は臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

3 保育学科においては、休業日に実習を実施することがある。

(授業日数)

第9条 授業日数は試験等の日数を含め年間35週を原則とする。

第4章 教育課程及び履修方法等

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学においては、リベラルアーツ科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び日本語科目に関する授業科目及びその単位数を別表（1-I～V）のとおり開設する。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

（履修の方法）

第11条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるものの他別に定める。

（履修すべき科目の登録）

第12条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修した単位を取得することはできない。

（単位取得の認定）

第13条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上単位を与える。

2 取得単位の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを決める。

（試験等の時期）

第14条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めた時は臨時に行うことができる。

（試験等の受験資格）

第15条 当該授業科目の履修について事前に登録していない者は試験を受けることはできない。

2 前項の規定に関わらず、学則に定める授業時間数の3分の2に満たない者は、試験を受ける資格を有しない。

（追試験・再試験）

第16条 病気等止むを得ない事情により試験等を受験できなかった者に対し、願い出により追試験を行うことがある。

2 試験等の結果不合格となった者に対し、願い出により再試験を行うことがある。

（学習の評価）

第17条 試験等の成績評価はAA（90点～100点）・A（80点～89点）・B（70点～79点）・C（60点～69点）・D（60点未満）をもって表し、C以上を合格とする。

2 成績評価の方法について必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、情報メディア学科・生活プロデュース学科・総合ビジネス学科の別に定める授業科目、及び保育学科の「保育・教職実践演習(幼稚園)」「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、情報メディア学科・生活プロデュース学科・総合ビジネス学科の別に定める授業科目、及び保育学科の「体育実技/理論」は30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の規定により所定の単位を修得しなければならない。

(1) 情報メディア学科

①リベラルアーツ科目	12単位以上
②外国語科目	2単位以上
③専門教育科目	54単位以上
④自由履修科目	0単位以上
合計	68単位以上

(2) 生活プロデュース学科

①リベラルアーツ科目	12単位以上
②外国語科目	2単位以上
③専門教育科目	42単位以上
④自由履修科目	0単位以上
合計	68単位以上

(3) 保育学科

①リベラルアーツ科目	4単位以上
②外国語科目	2単位
③保健体育科目	講義1単位、実技1単位、計2単位
④専門教育科目	54単位以上
⑤自由履修科目	0単位以上

合計	62単位以上
(4) 総合ビジネス学科	
①リベラルアーツ科目	12単位以上
②外国語科目	2単位以上
③専門教育科目	50単位以上
④自由履修科目	0単位以上
合計	68単位以上

(資格の取得)

第20条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の条件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(1) 保育士資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の条件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(2) 本学各学科において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

保育学科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格
------	---------------------

(課程修了の認定及び卒業)

第21条 学長は、本学に2年以上在学し、第19条に定める単位を修得して、2年の全課程を修了したと認定した者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業した者に対して、本学学位規定の定めるところにより、短期大学士の学位を授与し、学位記を交付するものとする。

3 短期大学士の学位には、以下の専攻分野を付記するものとする。また、学位の名称は、学科ごとに次のとおりとする。

(学科)	(学位)
情報メディア学科	短期大学士 (情報メディア)
総合ビジネス学科	短期大学士 (総合ビジネス)
生活プロデュース学科	短期大学士 (生活プロデュース)
保育学科	短期大学士 (保育)

4 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記するものとする。

短期大学士 (専攻分野)	(湘北短期大学)
--------------	----------

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第22条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が他の短期大学(本学他学科)又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した授業科目は、第10条に規定する授業科目の区分とは別に、原則として「自由履修科目」として認定する。(第23, 24条で認定する授業科目も同様に扱う。)

3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得

したものとみなすことのできる単位数は、第1項及び第2条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は単位を与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第25条 入学のできる時期は毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する選考に合格した者とする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設において当該課程を修了した者
- 七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第27条 本学の入学選考に出願する者は、本学所定の書類に「湘北短期大学学納金等に関する規程（以下「学納金規程」という。）に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

3 前2項の規定に関わらず、一般選抜において併願出願をする場合には入学検定料を減免することがある。

(入学選考)

第27条の2 合格者は、前条の出願につき、選考のうえ教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第28条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考の上入学を許可することがある。

2 この場合、退学前に取得した単位の全部又は一部をすでに取得したのものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

再入学の場合の入学検定料は3,000円とし、その他必要な手続きは別に定める。

(転学科)

第29条 転学科を申請する者に対しては、受け入れ学科に欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

(転入学)

第30条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上入学を許可することがある。

2 転入学の場合の入学検定料は5,000円とし、その他必要な手続きは別に定める。

(入学手続き等)

第31条 本学の入学選考に合格した者は、指定の期間内に第39条に定める学納金を納入し本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人の選任)

第32条 入学手続きを行う者は、保証人を1名定め、本学の指定する入学手続き期間内に届け出なければならない。

2 保証人は父母または独立して生計を営む成人でなければならない。

3 保証人として不適当な事由が判明したときは、本学は保証人の変更を命じることが出来る。

4 保証人の届出事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(保証人の責任)

第32条の2 保証人は、学費負担者となるものとする。

2 保証人は、保証する学生が本学に故意又は過失により損害を与えた場合においても、責任を負うものとする。

(退学)

第33条 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(転学)

第34条 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第35条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修学することが出来ない者は、保証人連署の上休学に願い出、その許可を得なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の始期は、原則として教授会の議を経て学長が承認した月の月初の日とする。

4 休学を終え復学しようとする者は、保証人連署の上願い出、その許可を得なければならない。

その場合において休学の理由が疾病にあった者は、回復を証明する医師の診断書を添付しなければならない。

5 休学の終期は、教授会の議を経て学長が承認した月の翌月の月初の日とする。

(休学の期間)

第36条 休学期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあっては引続き1年を限度として延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第37条 休学期間満了の時、又は休学期間内であってもその事由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

一 第5条に規定する在学年限を超えた者

二 死亡又は行方不明の者

三 第39条に定める学納金が未納付であり、督促を受けても期日までに納付しない者

四 第36条第2項に定める休学の期間を経てなお、復学できない者

第7章 学納金及び検定料

(学納金等)

第39条 本学の入学登録料、授業料、施設設備費(以下「学納金」という。)、検定料(以下、「学納金等」という。)その金額及び納入方法、納入猶予、納入免除等については「学納金規程」に定める

2 科目等履修生の学納金等の納入方法は「湘北短期大学科目等履修生規程」の定めるところによる。

(納付された学納金)

第40条 納入された学納金等は、学納金規程に定める場合を除き返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員)

第41条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、用務員等の職員をおく。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に、重要な事項を審議するため教授会をおく。

(教授会の構成)

第43条 教授会は学長および教授をもって組織する。

2 前項の規定に関わらず教授会が必要と認めた時は、教授会にその他の教職員を加えることがある。

(教授会の招集等)

第44条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときはあらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第46条 教授会において次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学則及び学内諸規定に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授、准教授、講師、助教、助手の候補者の選考、昇格等に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

(運営細則への委任)

第47条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第13条及び第17条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 専攻科

(専攻科)

第50条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

住居専攻

(目的)

第51条 専攻科住居専攻は短期大学における一般のおよび専門的教養の基礎の上に立ち、建築あるいはインテリアに関する研究を深め、より専門的な領域で活躍できる人材の育成、を教育目的とする。

(修業年限、学生定員)

第52条 専攻科の修業年限は1年とし、学生定員は次のとおりとする。

住居専攻 35人

(専攻科の教育課程)

第53条 専攻科の授業科目およびその単位数は別表(1-VI)のとおりとする。

(専攻科の修了単位)

第54条 専攻科を修了するには、前条に定めた授業科目の中から28単位以上を修得しなければならない。

(専攻科の入学資格)

第55条 専攻科に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 本学において短期大学卒業者と同等の学力があると認められた者

(準用)

第56条 本章に定める以外は、本学則を準用する。

第12章 賞罰

(表彰)

第57条 学生として表彰に値する行為があった時は、学長は教授会の議を経て表彰する。

(罰則)

第58条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - 四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 公開講座

(公開講座の開設)

第59条 本学において必要であると認められる時は、公開講座を設けることがある。

第14章 図書館

(図書館)

第60条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第15章 厚生施設等

(厚生施設)

第61条 本学に厚生補導のための施設として、保健室、食堂等をおく。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

付則

1. この学則は、昭和49年4月1日より施行する。
1. この学則は、昭和50年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和51年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和52年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和53年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和54年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和55年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和56年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和57年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和58年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和59年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和60年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和61年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和62年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和63年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成元年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成2年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成3年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成4年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成5年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成6年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成7年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成8年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成9年4月1日より適用する。

1. この学則は、平成10年4月1日より適用する。

1. この学則は、平成11年4月1日より適用する。

1. この学則は、平成12年4月1日より適用する。

1. この学則は、平成13年4月1日より施行する。

1. この学則は、平成14年4月1日より施行する。

ただし、施行日以前に在学中の者は、改正前の学則を適用する。

1. この学則は、平成15年4月1日より施行する。

ただし、平成14年度以前に入学し、平成15年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. 第4条の規定に関わらず、平成15年度の各学科の収容定員は次のとおりとする。

情報メディア学科	130人	電子情報学科	150人
生活プロデュース学科	135人	生活科学科	150人
保育学科	100人	幼児教育科	50人
総合ビジネス学科	135人	商経学科	150人

1. この学則は、平成16年4月1日より施行する。

ただし、平成15年度以前に入学し、平成16年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、平成16年度以前に入学し、平成17年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成18年3月1日より施行する。

1. この学則は、平成18年4月1日より施行する。

ただし、平成17年度以前に入学し、平成18年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成18年度以前に入学し、平成19年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成19年度以前に入学し、平成20年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年度以前に入学し、平成21年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成22年4月1日より施行する。ただし、平成21年度以前に入学し、平成22年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成23年4月1日より施行する。ただし、平成22年度以前に入学し、平成23年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成24年4月1日より施行する。ただし、平成23年度以前に入学し、平成24年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。